



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*1 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境管理課)	1
○ 告示		
101 保安林予定森林	(森林整備課)	4
102 保安林の指定	(")	4
103 "	(")	5
104 道路の区域変更	(道路保全課)	5
105 道路の供用開始	(")	5
106 都市計画の変更	(都市政策課)	6

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「そこなう」を「損なう」に改める。

第25条第1項第1号中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改め、同項第2号中「第5条第2号」を「第35条第2号」に改める。

別表第3(その1)の表中「または」を「又は」に改める。

別表第3(その4)第2項第2号中「沈でん」を「沈殿」に改め、同表(その4)第3項第2号及び第5項第3号中「沈でん施設」を「沈殿施設」に改め、同表(その4)第6項第3号中「沈でん施設」を「沈殿施設」に、「沈でんそう」を「沈殿槽」に改め、同表(その4)第7項第3号中「沈でん」を「沈殿」に改め、同表(その4)第8項第1号中「沈でん施設」を「沈殿施設」に改め、同項第2号中「充てん施設」を「充填施設」に改め、同表(その4)第9項第1号中「沈でん」を「沈殿」に改め、同表(その4)第10項第2号、第15項第2号及び第19項第3号中「沈でん施設」を「沈殿施設」に改め、同表(その4)第36項第4号及び第40項第4号中「蒸りゅう施設」を「蒸留施設」に改め、同表(その4)第41項第2号中「蒸りゅう施設(原油常圧蒸りゅう施設)」を「蒸留施設(原油常圧蒸留施設)」に改め、同表(その4)第43項第2号中「蒸りゅう施設」を「蒸留施設」に改める。

別表第3(その5)第4項中「限る」を「限る。」に改め、同表(その5)第5項第1号中「気ほうコンクリートプラント」を「気泡コンクリートプラント」に改め、同表(その5)第9項、第11項及び第12項中「限る」を「限る。」に改める。

別表第4第3項及び第4項中「さく岩機」を「削岩機」に改める。

別表第5(その4)の(1)アの表及びイの表中「おびない」を「帯びない」に改める。

別表第6の表及び別表第8第1項の表中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第5号様式(その2)中「届出ます」を「届け出ます」に改める。

別記第6号様式 (その1) 中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改める。

別記第12号様式中「さしつかえない」を「差し支えない」に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式 (第 29 条関係)

(表)

(第 号)

立 入 検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、和歌山県公害防止条例第 54 条第 1 項の規定により、
立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事 印

6 センチメートル

8 センチメートル

(裏)

和歌山県公害防止条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第 54 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている者に対して、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている施設若しくは作業の状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている者の工場等その他の場所に立ち入り、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 54 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第29条の規定により交付されている証明書は、この規則による改正後の第29条の規定により交付された証明書とみなす。

告 示

和歌山県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字尼ヶ谷1776の1、1776の4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尼ヶ谷1776の1・1776の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字助常141、141の1、142、143、143の1、144から150まで、150の1、159から166まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字日物川字田中谷135の1、177

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中宇平原208番1地先から同町中宇平原206番1地先まで	旧	9.12 } 14.98	146.22	
同上	新	10.85 } 24.80	146.22	

和歌山県告示第105号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町中字平原208番1地先から同町中字平原206番1地先まで

供用開始の期日 平成25年1月22日

和歌山県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（3・5・1号高田嵯峨谷線）

かつらぎ都市計画道路（3・6・9号折居笠田中佐野線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県かつらぎ町笠田東字室ノ木

笠田中字稲子、田中、片山、寺前、的場、上嶋

追加した部分

和歌山県かつらぎ町笠田中字大縄

3 都市計画の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課